

○医療用医薬品の販売の適正化について

(昭和五三年三月一五日)

(薬発第三〇一号)

(各都道府県知事宛厚生省薬務局長通知)

医療用医薬品の販売については、かねてからその適正化を図るよう再三にわたって関係団体に対して要望し、また各都道府県に設置されている医療用医薬品販売適正化委員会の活動を活発にするよう要請してきたところである。

当局としては、業界各位がこの趣旨を十分に理解し、医療用医薬品の販売の適正化に努めているものと考えていたが、今般、武田薬品工業株式会社による添付販売の事実が確認され、昭和五三年四月一日から当該添付販売にかかる医薬品が薬価基準から削除されるという厳しい処分が行われることとなつたことは、誠に遺憾である。

該当企業がわが国医薬品産業のなかで指導的立場にある企業のひとつであるだけに、医薬品産業全体の信用失墜につながることは明らかであり、医薬品業界として速やかに信用を回復させることが緊急の課題となつている。

このような事情にかんがみ、本日別添写のとおり関係団体に対し猛省を促すとともに、医療用医薬品の販売の適正化を図るため、業界各位が具体的行動に移るよう要請したところであるが、貴職におかれても、販売状況に対する監視体制を一層強化するなど販売の適正化のために、なお一層指導の徹底を期されるようお願いする。

別添 略